

2026.05.03.

「真理は自由にする」

旧約 箴言 23 章 19～26 節

新約 ヨハネによる福音書 8 章 31～38 節

1. はじめに

イエス様は「**真理はあなたたちを自由にする**」(32 節)と告げられました。とても有名な言葉です。自由を求めない人はいないでしょう。誰でも自由になりたいし、自由でありたいと思っています。自由というものは、とても大切なものです。

現在の日本国憲法においても、基本的人権というものが認められ、その中で「自由権」というものが保証されています。基本的人権というのは、国によって与えられるものではなくて、「人間が人間である以上、人間として当然もっている基本的な権利」のことですが、この中に自由権というものがあります。自由権には、精神的自由権・経済的自由権・身体的自由権の三つがあります。精神的自由権は思想および良心の自由(日本国憲法 19 条)、信教の自由(日本国憲法 20 条 1 項)、表現の自由(日本国憲法 21 条)などに当たります。経済的自由権とは、個人の経済活動について、国家権力による干渉や不当な制限を受けることはないという人権で、職業選択の自由(日本国憲法 22 条 1 項)・営業の自由(日本国憲法 22 条 1 項の解釈)などがこれに当たります。身体的自由権とはこれは言葉を聞くだけで何となく分かると思いますが、国家権力によって不当に身体拘束を受けることはないという人権で、令状のない逮捕の禁止(日本国憲法 33 条)や黙秘権等です。その他に社会権や参政権などもありますが、今、日本国憲法における自由やそれに至る歴史について学ぶつもりはありません。ただ、この自由権というものは長い人類の歴史の中で獲得されていったものだということは覚えておいて良いでしょう。そして、私共が当たり前享受している自由は、ほんの 80 年ほど前、昭和 21 年に日本国憲法が発布されて、この日本においては認められました。世界中の人達がこのような自由を享受しているかといえば、残念ながらそうはなっていません。私共は本当に恵まれている、まことにありがたいことだと思います。そして、この自由というものに対する理解の根っこには聖書があります。ですから、私共が享受している自由と、イエス様が告げられた「**真理はあなたたちを自由にする**」という言葉は、とても深い関係があると言えます。

2. 二つの自由

ここで「自由」ということについて弁えておかなければならないことがあります。それは自由に

は二つの面があるということです。二つの方向を持つ自由があると言えば良いでしょうか。つまり「〇〇からの自由」と「〇〇への自由」という二つです。「〇〇からの自由」というのは、分かりやすいと思います。自分を縛り、抑圧するものから自由になるということです。解き放たれる自由ですね。私共が自由という言う場合、この「〇〇からの自由」をイメージしていることが多いのではないかと思います。しかし、もう一つの自由があります。それが「〇〇への自由」です。もし、私共が何でも良いのですが、自分を束縛していたものから自由になったとしましょう。それから私共はどうするのか？それが問題です。これが「〇〇への自由」という問題です。束縛からは自由になったのだから、それこそ自由に勝手気ままにやっていったら良いではないかと考えるかもしれませんが、ことはそんなに簡単ではありません。もし「〇〇への自由」ということが無ければ、つまり「〇〇からの自由」だけならば、結局の所、私共は周りの人の目とか、自分の欲とか、自分の罪といったものに引きずられてしまい、本人は自由なつもりでいても本当のところは少しも自由では無いということになってしまうわけです。自分の欲に引きずられているのが、自由になるということならば、自由はそれほど素晴らしいものでもないでしょう。聖書が告げている自由は「〇〇からの自由」と「〇〇への自由」の両方です。これがセットになって「まことの自由」になると言っても良いでしょう。それが聖書の告げる自由です。

3. 出エジプトの出来事

ここで聖書が示す自由、神様が私共に与えてくださる自由、「まことの自由」というものをはっきり示している出来事を思い起こすことが出来ます。それは旧約に記されている出エジプトの出来事です。イスラエルの民はエジプトの地で奴隷の身になってしまいました。彼らの嘆きは神様に届き、神様はイスラエルの民の父祖アブラハムとの契約を思い起こし、イスラエルの民をエジプトから脱出させ、アブラハムと約束したカナンのに導かれました。紀元前の 1300 年頃のことです。この時、イスラエルの民の指導者として神様によって選り立てられたのがモーセです。神様はモーセを用いて、様々な奇跡をもってイスラエルの民をエジプトから脱出させます。最も有名な奇跡は、葦の海の奇跡ですね。エジプトを脱出したイスラエルの民を追いかけたエジプト軍。これは当時世界最強の軍隊です。イスラエルの民は女や子ども、更に家畜まで一緒でしたので、追いつかれてしまいます。そして遂に、前は海、後ろはエジプト軍。イスラエルの民は絶体絶命のピンチを迎えます。この時神様は、モーセに「杖を高く上げ、海に向かって手を差し伸べて、海を二つに分けなさい」（出エジプト記 14:15）と命じます。モーセが言われたとおりにしますと、海が二つに分かれて道が出来ました。イスラエルの民はその道を通って逃げていきます。そして、彼らを追ってその道に入ったエジプト軍の上には左右から海の水が襲いかかり、

彼らは海の藻屑となってしまったという話です。これは、明らかに神様がイスラエルに「エジプトからの自由」を与えられたことを示しているわけですが、出エジプトの出来事はこれだけではありません。出エジプトの旅は 40 年かかったのですが、神様が為された奇跡は他にもたくさんあります。しかし、神様はイスラエルの民に「エジプトからの自由」だけを与えられたわけではありませんでした。神様はこの旅の途中で「十戒」を与えられました。イスラエルの民が神の民として歩いていくための道しるべを与えられました。つまり、エジプトの支配から自由になったイスラエルの民は、これからは十戒を守って神の民として生きていく、神の民としての道も与えられたわけです。つまり「神の民への自由」「神様への自由」が与えられたということです。この出来事は、神の民イスラエルにとって「自分たちは何者なのか」ということを示す、とても大きな出来事となりました。神様はこの出エジプトの出来事によって、イスラエルの民に「まことの自由」を与えられたわけですから。神様はこのように、ご自分の民にまことの自由を与えられるお方です。これが聖書が示す私共の神様です。つまり、自由というものは神様が私共に与えてくださったものだという理解があるわけです。

4. 真理とは神様・イエス様

さて、この出エジプトの出来事は旧約の出来事ですが、旧約の出来事は全て私共を救ってくださるために来る救い主イエス様やイエス様によって成し遂げられる救いとはどういうものであるかということを示しています。出エジプトの出来事は、イエス様によってもたらされる救いを預言していると言っても良いでしょう。新約と旧約とはそういう関係にあります。あの出エジプトの出来事を遂行され、十戒を与えられ、イスラエルに自由を与えられたのは神様でした。そして、新約においてイエス様は「**真理はあなたたちを自由にする。**」と言われました。そうすると、この真理というのは神様のことを指していると理解して良いでしょう。現代人は真理と言えど、科学的な真理、なんとなかの法則とか、誰々の原理のようなものを考えがちですが、聖書においては少し違います。聖書において真理と言えど神様、あるいは神様について明らかにされたこと、それが真理です。

「神様がこの世界の全てを造られた」とか「神様は私共を愛してくださっている」とか「神様は永久から永久まで生きておられる」といったことが真理です。ですから、イエス様が「**真理はあなたたちを自由にする。**」と言われたのは、「神様はあなたたちを自由にする」ということになります。そして、イエス様は神様の御子である神様ですから、「イエス様ご自身が私共を自由にする」と告げられたということです。

5. 罪の奴隷から、神の子へ

では、イエス様はどのようにして私共を自由にしてくださったのでしょうか。まず、何からの自由を与えてくださったのかです。それは、罪からの自由です。神様を知らず、神様を崇めることも、拝むことも、祈ることも知らなかった私共です。神様に造られたことも、神様の御心に従うことも知らなかった。自分の人生は自分のものであり、自分の思いのままに生きることが自由だと思い違いをしていた私共です。それが「罪の奴隷であった」ということです。それは肉体の死によって全てが終わってしまう命しか知らなかったということでもあります。明日への不安の中に生きていたということでもあります。罪の奴隷の主人は罪であり、罪の支配にあるのが罪の奴隷です。罪の奴隷は自分の主人である罪に逆らうことが出来ません。そして、自分が罪の奴隷であることも知りません。それが奴隷の特徴です。この時、イエス様に「真理はあなたたちを自由にする。」と告げられたユダヤ人は「わたしたちはアブラハムの子孫です。今までだれかの奴隷になったことはありません。『あなたたちは自由になる』とどうして言われるのですか。」(33 節)と答えました。「私達は自由ですよ。奴隷ではありません。何を言っているんですか。」というわけです。しかし彼らは自分たちが「罪の奴隷」であることを知りませんでした。でも、イエス様を殺そうとしていたのですから、罪人であることは間違いありません。しかし、彼らはそれを知らず、それを認めませんでした。それは、いつの時代でも同じです。罪人は自らの罪を知らず、これを認めない。

しかし、イエス様は彼らが罪の奴隷であることを知っていました。そして、そのままでは肉体の死と共に滅んでしまうことも知っておられました。そこでイエス様は、そのような罪人を救うために、全ての罪人の一切の罪の裁きを十字架の上でその身にお受けになり、罪人の身代わりとなってくださいました。それによって、イエス様は私共の罪を神様が赦してくださる道を開いてくださいました。そして、罪人である私共を神の子とする道を開いてくださいました。それは肉体の死では終わらない、永遠の命への道です。実に、イエス様は私共を「罪の奴隷の状態から解放し、神の子への道を備えてくださった」わけです。そして新しい命、神様と共に生きる命、永遠の命に生きる者にしてくださいました。その恵みに与ることが、救われるということです。私どもはイエス様によって救われました。ですから、最早、罪は私共を支配しません。私共は罪の奴隷ではありません。私共をご支配してくださるのは神様・イエス様です。私共は神様の子としていただき、天と地の全てを作られた神様に向かって「父よ」と呼ぶことが許されるものとなりました。以前は自分が神様に造られ、神様に愛されていることも知りました。しかし、最早、不安も嘆きも憎しみも肉体の死も私共を支配することは出来ません。

勿論、私共は一切罪を犯さなくなったということではありません。一切罪を犯さないお方は、ただイエス様しかおられませんし、「まことの自由」を持っていた方はイエス様しかおられません。イエス様はその自由をどのように用いられたのでしょうか。罪人の為に十字架にお架かりなるという

あり方で用いられました。それが神様の御心だったからです。神様の御心に従うために自由を用いる。それが「まことの自由」です。私共は言葉や行いや思いにおいて罪を犯します。しかし、すでに罪の奴隷でなくなりました。それは、罪を当然のこととはしなくなった、罪を罪として認めて悔いる者になったということです。自らの罪を知り、神様に赦しを求めるものになったということです。罪の奴隷にある者は、自らの罪を知りません。ですから、自分が悪いとも思いませんし、神様の御前に悔い改めることも、赦しを求めることもしません。しかし、私共はこのように主の日の度ごとにここに集い、礼拝を捧げます。神様を崇め、賛美し、自らの罪の赦しを求めます。そして、ここからまた新しく神様が与えてくださる 7 日の旅路へと歩み出していきます。その歩みは、御国へと続いています。

6. 真理を知る

さて、イエス様は「**あなたたちは真理を知り、真理はあなたたちを自由にする。**」と告げられました。真理は神様であり、イエス様ですが、これを知るとはどういうことでしょうか？それはこの言葉の直前でイエス様が「**わたしの言葉にとどまるならば、あなたたちは本当にわたしの弟子である。**」と告げておられます。つまり、真理を知るためにはイエス様の言葉、つまり「**私は世の光である**」(8:12)「**私は私をお遣わしになった父と共にある**」(8:16)という言葉、イエス様が神の御子であり、救い主・メシアであり、このり方が私を救ってくださるということを受け入れ、信じるということです。それがイエス様を知る、真理を知るということです。イエス様を知るということは、頭で分かるというということとは少し違います。イエス様を知るということは、イエス様を愛するということであり、信頼するということであり、この方に従っていかうとすることです。それがイエス様を信じるということです。イエス様を信じる時、私共はイエス様を「わが主、わが神」と崇めます。イエス様が私共の主人となります。そうすると、イエス様は私共にご自分が持っておられる全てを与えてくださいます。全き愛、希望、平安、喜び、信頼、感謝、そして永遠の命。イエス様は私共の中に宿ってくださり、私共と一つになってくださり、私共が神様から神の子と見なしてくれるようにしてくださいます。なんとありがたいことでしょうか。それは、信仰を与えられて、信仰が深く、強く、豊かになるにつれて少しずつ与えられるというのではありません。私共が自覚するのは確かに少しずつ、少しずつです。しかし、イエス様を神の御子、救い主、私の主人として受け入れたとき、良きもの全ては私共に与えられます。それは目には見えませんから、私共にはそんなに良きものが与えられているのだろうか思うかもしれません。しかし、既に与えられています。ですから、私共は私共を支配していた一切の罪の支配から解き放たれて、神の子としての歩みをする事が出来るわけです。

7. イエス様によって与えられた自由に生きる

キリスト者はこのイエス様が与えてくださった「まことの自由」の中に生きていきます。この自由は、自らの罪と決別し、神様・イエス様の御心に適った者として歩んでいこうとする志と一つです。私共は十戒によって示された御心に喜んで従っていきたいと思います。信仰の歩みの中で、この十戒の言葉が私をどんなに罪から守り、「まことの自由」の中に生きることが出来るようにしてくれるかを知ります。

例えば第五の戒めは「あなたの父母を敬え」ですけれど、前任地にいたときに私の母の最後の6年間、95歳で天に召されるまで牧師館で看取りました。私は三男坊なのですが、兄弟達にはそれぞれ事情があり、認知証が出てきた母と一緒に住むことが出来なくなったからです。最初はそれほどでもなかったのですが、寝たきりになりだんだん認知証も進んできました。私のことも良く分からなくなってきました。妻は食事や下の世話など大変だったと思いますが、本当に良く仕えてくれました。1年、2年と経つうちに、私の中で母に対して敬うという思いが薄らいできました。その時、この十戒の言葉「あなたの父母を敬え」が神様の言葉として私に迫ってきました。そして、母の状態がどうなるろうとも、私も妻もイエス様に救われた者として神様の御心に喜んで従っていく、十戒に喜んで従っていく者とされたのではないのか。そうだ、母を最後まで私の母として敬っていき、そう思うことが出来ました。十戒が私を守ってくれました。私は「まことの自由」の中に生きることが出来まして。本当にありがたいことです。母は洗礼を受け、私が葬式の司式をしました。

ただ今から聖餐に与ります。イエス様が私共と一つになってくださり、私共が「まことの自由」の中に生き切ることが出来るようにして下さいます。罪も悪しき力も、私共を支配することは出来ません。私共は本当に自由なのです。

お祈りいたします。

恵みと慈愛に富たもう、全能の父なる神様。

あなた様は今朝、御言葉によって私共がまことに自由な者とされていることを教えてくださいました。ありがとうございます。どうか私共がどのような状況の中でも、あなた様が与えてくださいました自由を失うことなく、あなた様を父と呼び、祈りと賛美と感謝をもって、あなたの子として歩んでいくことが出来ますように。聖霊なる神様が私共に御言葉を与え、信仰を与え、あなた様と共なる歩みを為していくことが出来ますように。

この祈りを私共の救い主、主イエス・キリストの御名によってお祈りいたします。アーメン